

ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準（圏域単位で判断）

【注意報】（次のいずれかが該当した場合に発出）

（人身被害の発生）

- ・里地での人身被害の発生
（里地への出没の増加・平常年との比較）
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上
（里地への出没の増加・前週との比較）
- ・里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が5件／週以上かつ前週の1.5倍以上

【警 報】（次のうち複数項目が該当した場合に発出）

（人身被害の発生）

- ・里地での人身被害の発生
（里地への出没の増加・平常年との比較）
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
（里地への出没の増加・前週との比較）
- ・里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が7件／週以上かつ前週の2倍以上
（里地への出没の増加・実数で判断）
- ・里地での目撃件数が月単位で区域面積（100 km²）当たり3件以上の目撃

【特別警報】（警報発出基準に加え以下が該当した場合に発出）

- ・堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測（大量出没が予測）される

※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、ツキノワグマ出没対策専門家会議の意見を基に決定する。